

○ 「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」の運用について

平成19年12月27日19経第1440号

大臣官房経理課長から大臣官房各部各課長（検査部長、部の課の長、秘書課長、文書課長、予算課長は除く）、各局長・各庁長官、農林水産技術会議事務局長、内閣府沖縄総合事務局長あて

一部改正 平成22年6月18日22経第533号

最終改正 平成25年7月11日25経第415号

補助事業等の実施に当たっては、先に、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）が通知されたところであるが、その実施に当たっての運用を下記のとおり定めたので通知する。

なお、情報開示については、別添のとおり都道府県知事に対しても協力依頼しているので、御了知願いたい。

記

1 用語の定義

「補助金等」、「補助事業等」又は「補助事業者等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第2条第1項、第2項又は第3項に規定する補助金等、補助事業等又は補助事業者等をいう。

2 交付決定に係る審査の厳格化について

交付の対象となる事業内容及び経費の範囲等の審査に当たっては、必要に応じて見積書等の写しを求め、積算根拠の確認を行い、実現可能性の審査に当たっては、必要に応じて外部専門家の活用を図る等により、事業計画、収支予算及び財務状況等について十分な審査を行うこと。

また、現地調査の対象は、交付申請内容に疑義が生じたものほか、類似事例がない新規事業、周辺地域に環境問題等の影響を及ぼすおそれがある事業（既に審査に必要な現地調査を実施したものを除く。）及び補助事業等の担当部局が事業計画の確認の観点から現地調査が必要であると認める事業と

すること。

3 遂行状況の確認の強化について

遂行状況報告の定期報告については、四半期ごと（第4・四半期を除く。）を行うことを原則として、当該補助事業等の目的及び内容に応じ、適切な期間ごとに行うこととして、その期間を補助金交付要綱等に規定し（交付決定が補助事業等の完了後に行われるものを除く。）、事業着手の時期及び事業完了の時期等から、当該期間ごとの事業の進ちょくが適切に進められているかを確認すること。

また、現地確認においては、事業の実施状況並びに導入機器等の管理状況及び使用状況を把握すること。

4 補助事業等の完了後の額の確定に係る審査の厳格化について

（1）変更がある場合の審査については、以下の点に留意すること。

- ア 重要な変更について承認の有無を確認し、その変更内容が補助金等の交付条件の範囲内であるかを確認すること。
- イ 承認の必要がない軽微なものであっても、変更内容が補助金等の交付条件の範囲内であるかを確認すること。

（2）実績報告書の審査等については、以下の点に留意すること。

- ア 実績報告書の審査に当たっては、①事業着手の時期、事業完了の時期について、交付決定日以降であることを確認し、②仮に、交付決定日前に事業の着手が行われていた場合には、それぞれの補助金交付要綱等に従った届出が適正に行われているかを確認すること。

- イ 事業費の金額の確認に当たっては、実績報告書の関係資料として、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのほか、必要がある場合は、契約書、請求書、領収書等の写しを求め確認すること。

また、事業実施等の確認に当たっては、実績報告書の関係資料として、必要に応じ、写真、議事録等の写しを求め確認すること。

なお、実績報告書の関係資料として提出を求める資料については、通知又は補助金交付要綱等において、あらかじめ明示しておくこと。

- ウ 検査内容の確認に当たっては、機器等を導入している場合には、特に性能試験が行われているかを確認するとともに、必要に応じて外部専門家の活用を図る等により、当該性能試験の結果の妥当性について

も確認すること。

- (3) 現地調査を行う補助事業等の選定基準については、下記の点に留意し、補助事業等の実態に即して定めることとし、それ以外の補助事業等を含め、現地調査は極力実施すること。
- ア これまでの類似事業では実績がない新たなシステムを開発した事業
 - イ 一般的に流通していない機器等を導入した事業
 - ウ 事業実施に当たって周辺地域で反対運動が起きた事業
 - エ 12月以降に交付申請書（変更に係るものを除く。）が提出されたもの（補正予算、災害対応に係るものを除く。）
 - オ 交付申請書に事業着工予定日が記載されている事業であって、実際の事業着工日が、これより2ヶ月以上遅れたもの
 - カ 事業内容について重要な変更があったもの
 - キ 直近の決算検査報告や行政評価・監視結果報告書で不適切な処理等の指摘を受けた事業及びこれに類似する事業
 - ク 第3・四半期末時点で、事業の進ちょく率が5割を下回っているもの

5 不適切な事業の遂行が明らかになった場合の対応について

- (1) まず、補助事業等の事業担当課（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方出先機関」という。以下同じ。）の事業担当課を含む。）は、それぞれが所属する部局の庶務課（地方農政局にあっては総務部会計課、北海道農政事務所にあっては経理課、内閣府沖縄総合事務局にあっては農林水産部農政課をいう。以下同じ。）に連絡すること。
- 併せて、地方出先機関の事業担当課にあっては、本省の事業担当課にも連絡すること。
- (2) 次に、補助事業等の事業担当課は、都道府県と連携し、不適正な事業の遂行の実態、その背景・原因及び今後の遂行計画等の調査その他の必要な措置を速やかに講じること。
- 併せて、地方出先機関の事業担当課にあっては、この際、本省の事業担当課と十分連携すること。
- (3) (2)において、適正化法第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の全部又は一部を取り消す措置を講じた場合には、部局の庶務課は、大臣官房経理課会計指導第2班に遅滞なく報告すること。

6 会計検査院等からの指摘への対応について

- (1) 補助事業等の事業担当課又は部局庁の庶務課は、指摘又は実地検査において是正等の必要性が確認された場合には、上記5の(1)から(3)までと同様の対応を行うこと。
- (2) 部局庁の庶務課は、大臣官房評価改善課会計監査室（会計検査院に係るもの以外は、大臣官房経理課会計指導第2班。）に遅滞なく報告すること。
なお、地方農政局総務部会計課又は北海道農政事務所経理課にあっては、大臣官房地方課にも報告すること。

7 その他不適切な事業の実施が明らかになった場合の対応について

- (1) 補助事業等の事業担当課又は部局庁の庶務課は、事業実施状況の報告等によって、不適切な事業の実施が明らかになった場合は、必要に応じて上記5の(1)から(3)までと同様の対応を行うこと。
- (2) 補助事業等の事業担当課は、事業実施状況の報告等において、事業実施主体における実績報告の提出以降の事業費の収納の有無を併せて確認し、適時、適切な事務指導を行うこと。

8 その他について

- (1) 職員が審査・確認すべき事項や着眼点については、別に定める「補助事業等の審査におけるチェックポイント」を参考にあらかじめ整理し、その活用を徹底すること。
また、審査・確認を行った事項については、その内容等の記録に努めること。
- (2) 交付決定した補助金等についての情報開示については、以下によること。

ア 開示対象

情報開示の対象となる補助金等は、上記1にかかわらず、予算書において使途別分類が5である補助費・委託費のうち、国有資産所在市町村交付金及び委託費（適正化法第2条第1項の補助金等に該当しないものに限る。）を除いたものとする。

イ 開示時期

- (ア) 半期ごとに、年度当初から当該半期末までの交付決定について取りまとめ、当該半期の最終月の翌月末までに開示する。
- (イ) (ア)に加え、翌年度の7月末までに、下半期の開示情報に支出額（出納整理期間中に交付決定額の変更があった場合は当該変更の事実を含

む。) を追記して開示する。

(ウ) 開示期間は、支出額を開示した日から5年間とする。

ウ 開示主体

開示は、当該補助金等の交付決定の事務を行う各局庁又は地方出先機関ごとにそれぞれ行う。

エ 開示方法

別紙様式により補助金等の交付額等一覧(以下「一覧」という。)を作成し、農林水産省ホームページ(地方出先機関にあっては当該地方出先機関のホームページ)に掲載する。

一覧は、会計別に作成する。ただし、前年度からの繰越し及び当該年度において歳出化される国庫債務負担行為については、これらをまとめて作成することができる。

オ 開示情報の精査

交付決定額は、補助金等交付先別明細簿と照合する。また、支出額は補助金等交付先別明細簿及び支出決定簿の支出済歳出額と突合する。

カ 開示時期

開示は、平成19年度に交付決定を行った補助金等から行う。

ただし、平成19年度において交付決定を行った補助金等については、イの(ア)の規定にかかわらず上半期分については平成20年1月末までに、下半期分については平成20年4月末までに開示することとする。

附 則

1 本通知は、平成24年6月22日から施行する。

2 平成23年度にかかる情報開示においては、なお従前の例による。

附 則

本通知は、平成24年8月9日から施行する。

附 則

本通知は、平成24年12月27日から施行する。

附 則

本通知は、平成25年4月17日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成25年7月11日から施行する。
- 2 平成24年度にかかる情報開示においては、なお従前の例による。